

第1回岡山県電気機械器具製造業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和6年9月18日(水)午前9時55分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室B
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之 益 田 佐和子 米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員 | 坂 手 健一郎 高 橋 学 村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之 上 本 智 宣 産 賀 伸 一 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 三 村 典 代 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申し込みはございませんでした。今年度第1回目の専門部会でありますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていますことを報告いたします。

本日、ご審議いただきます付議事項について説明いたします。

本日ご審議いただきます付議事項は、

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和6年度第1回目の専門部会の開催となりますので、政木労働基準部長から御挨拶申し上げます。

政木部長

労働基準部長の政木でございます。専門部会の開催にあたり一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、本部会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、岡山県最低賃金につきましては、ご案内のとおり、先般公労使の各委員の熱心なご審議によりまして、時間額になって以降最大の上げ幅である50円プラスの982円として10月2日より発効する運びとなっております。ご審議いただいた委員の皆様にはこの場を借りて感謝申し上げます。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金の水準より1円以上上回る最低賃金を定めることが必要と認められた産業について、設定されることとなっております。委員の皆様方には、これから改定の必要性の有無を含めて集中的にご審議いただくこととなります。特定最低賃金につきましては、特に労使のイニシアティブにより決定すると理解するところであり、何卒全会一致をめざしてご審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。特定最低賃金7業種でございますので、

非常に過密なスケジュールとなっており、色々ご負担をおかけするかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

中本指導官 それでは、室長よろしくお願ひします。

三村室長 それでは、議事に入らせていただきます。
まず、付議事項（１）「部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長・部会長代理は最低賃金法において公益委員のうちから選出することとされています。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいていますので私から発表させていただきます。
部会長は片山委員、部会長代理は益田委員でございます。
御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

三村室長 ありがとうございます。
では、以後の議事につきましては、片山部会長にお願ひします。

片山部会長 部会長を仰せつかりました片山でございます。よろしくお願ひします。
初めに、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。
今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。
特賃の専門部会は労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な審議を進めていくことが必要かと考えますので、皆様、御理解、御協力をよろしくお願ひします。
付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願ひします。

三村室長 他部会の審議状況について報告させていただきます。
これまでに一般機械、鉄鋼、船舶が必要性ありで結審しております。各種小売業は必要性なしで結審しました。自動車は、本日２回目の必要性の審議のための部会開催となります。耐火物も本日、１回目の必要性審議のための部会開催予定となっております。

片山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名するもの」とされていますので、部会長である私と、労側は村上委員、使側は石黒委員にそれぞれお願いします。

続きまして、本日の大まかな予定を説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。続いて、付議事項(3)「資料説明」についても事務局からお願いします。その後、付議事項(4)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から改正決定の必要性の有無に係る基本的な考え方を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。ご発言は公労使の三者協議とし、労使それぞれ5分程度でお願いします。御協力をお願いいたします。

それでは、付議事項(2)「特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは説明させていただきます。資料2をご覧ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月3日の本審で改正の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。これが資料2- の諮問文です。その後7月29日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料2- の諮問文になります。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することとなります。

ご留意いただきたいことが2点ございます。1点目は、必要性ありとする場合は、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額982円を1円以上上回った金額とする必要があります。また2点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月17日に労働者側委員から提出されております「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますのでご留意下さい。

なお、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。また、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催せずに専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

次に資料 9 ですが、令和5年度特賃審議経過及び結果一覧表としています。審議の参考としていただきたいと思います。

片山部会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(意見なし)

片山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、これまで各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることから非公開としていました。今年度の審議においても同様の事情により次回以降非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開とします。

次に、付議事項(3)「資料の説明」について、事務局からお願いします。

三村室長

資料 3 から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月5日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けて、増加ペースが鈍化している。」「設備投資は、6月短観調査における2024年度の県内企業の全産業における設備投資額は増加見込みとなっている。」とあります。

2ページの生産については、「県内主要製造業の生産は、海外経済の回復ペースの鈍化の影響を受けつつも、供給制約の影響

が和らぐもとで、持ち直している。」とされており、電気機械は、「スマートフォン等における在庫調整の進捗から緩やかに持ち直している」とされています。

また、雇用・所得は、「労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している。」とされています。

次ページは、岡山県の主要経済指標が記載されています。(1) 最終需要の中の「設備投資」の欄では、岡山県企業短観調査による設備投資額(全産業)は、2024年度(計画)で前年比+18.0%となっています。(4)物価の欄では、消費者物価指数(岡山市、生鮮食品を除く総合)をみますと、7月の前年比は+2.3%と、4月以降、前年比プラスが大きくなっています。

資料 4は、本年8月6日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある。」としています。これは、前回4月と同様の判断です。

各項目の判断としては、本年4月と比較し「設備投資」、「企業収益」などは上向き、「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「企業の景況感」は横ばいの状況です。また、【先行き】については、「各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクになっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

次ページの各論のうち、「個人消費」は、「一部に弱さがみられるものの緩やかに回復しつつある」とあります。また、「生産活動」は、「足踏みの状況にある」とあり、電気機械は「海外経済の回復ペースが緩やかになる中、需要は底堅いことから横ばいとなっている。」とあります。

3ページの「雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、新規求人数が前年を下回っているものの、有効求人倍率は概ね横ばいで推移しているとあります。「設備投資」では、「6年度は前年度を上回る見込み」とあり、また、「企業の景況感」において、企業の景況判断BSIは、「下降超幅(かこうこえはば)が拡大している」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し。」とあります。

次ページ以降、本報告の資料編となっております。3ページに「生産活動」がグラフ化されており、(2)主要産業別生産指数(季節調整済)をみますと、電気機械関連は、令和6年1月から3月は上向きとなっていますが、以降は下向きに転じています。

資料 5 は、岡山県総合政策局が発表した、令和 6 年 6 月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。生産指数は 109.1 と、3 か月連続の上昇とあります。

1 ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」があり、生産、出荷、在庫の別で上昇、低下の分類が記載されています。3 ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されており、ページ中ほどに電気機械関連があります。参考として下さい。

5 ページ以降、「業種分類生産指数」、「特掲業種分類生産指数」があります。数値の前の「r」は、速報値が訂正されたものです。以降指数表が掲載されていますので、参考として下さい。

資料 6 は、岡山労働局職業安定課が 8 月 30 日に発表した「雇用情勢」です。7 月の岡山県内の有効求人倍率は 1.41 倍、前月と比べ 0.05 ポイント上昇しています。

11 ページに、「産業別・規模別新規求人状況」があります。E 製造業を見ますと、7 月は前年同月比 +1.4%、下段の(28) 電子部品・デバイス・電子回路 +90.9%、(29) 電子機械器具 -22.4%、(30) 情報通信機械器具 +233.3%となっています。

資料 3 ~ 資料 6 の説明は、以上です。

中本指導官

それでは、私から、最低賃金基礎調査結果について、説明いたします。ご説明いたします基礎調査の資料は、資料 7 となります。お手元の資料をご覧くださいませでしょうか。

1 ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、電気機械器具製造業を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としております。30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の 2 分の 1 を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される 18 歳未満、65 歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和 6 年 6 月分の所定内賃金となっております。基本給の他、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当

は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は94社、集計調査労働者数は1,574人(調査の実数)、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は3,770人となっております。以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果についてご説明いたします。

次の2ページをご覧ください。「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性2.3%、女性10.5%、男女合計で5.0%となっております。右側のカッコの中には、昨年度の未満率を表しております。

の特性値一覧表ですが、月平均賃金額243,697円、時間当たり平均賃金額1,493円、第1・20分位数974円、第1・10分位数990円、第1・4分位数1,127円、中央値1,380円となっており、カッコ内が前年度の数字となっております。分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20等分、10等分、4等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中央値はいわゆる中央値のことです。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

3ページの一番下から4番目にある「984円」の階級を見ていただくと累積で「342人」の労働者がおり、一つ上の「983円」の階級を見ていただくと累積で「339人」の労働者がおりますので、結局、「984円」の階級には「3人」が属しているということが読み取れるということになります。

3～8ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、9～14ページには男女別・年齢別に区分した集計となっております。賃金階級につきましては、特定最低賃金額より10円低い「964円」からプラス110円の「1,074円」までが1円刻みとなっており、それ以降は10円刻み、100円刻みとなっております。

15ページをご覧ください。このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を10円と100円刻みにしてグラフ化したものです。

17ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、30円引き上げて「1,004円」とすると12.89%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料 8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との

比較」をご覧ください。こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 25 年度から経年的に比較した表です。いわゆる優位率といわれるものです。令和 5 年度の電気機械器具製造業の特定最賃は 974 円で 104.5%となっております。

また、その次のページの表は、電気機械器具製造業特定最賃と県最賃の引き上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっております。

私からの説明は以上となります。

片山部会長

ただ今の事務局の説明について、皆様から何か質問等がございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

それではただいまから、労使の打合せをお願いしたいと思います。時間は 15 分程度でよろしいでしょうか。

(同意する声)

片山部会長

それでは、10 時 40 分から再開したいと思いますので、委員の皆さんよろしくお願いいします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

片山部会長

三者協議を再開します。

付議事項(4)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」の審議に入りたいと思います。

まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ 5 分程度での発言に御協力いただくようお願いします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いします。

それでは、労側の代表の方をお願いします。

村上委員

私から意見を申し上げたいと思います。

まずは電機連合の統一闘争について、昨年の結果をお伝えします。昨年度電機連合内、要求水準として 1 万円以上を掲げて、人への投資、実質賃金の向上を図るとともに、経済の好循環への転換を着実なものとするということで進めてまいりました。

電機産業労使として積極的な賃金引き上げを行い、社会に対する強いメッセージ、流れを1万円以上で結審したという背景があります。結果として12中闘組合すべてで1万円以上、さらに多くの組合で1万3千円の回答を引き出すことができました。電機産業は裾野が広いということで、各社事業環境であったり、業績が異なるという状況がございましたが、丁寧かつ労使の真摯な論議を積み重ねてきた結果が、この1万3千円という金額につながったと考えています。

また、産別の最低賃金につきましては、すべての中闘組合で要求した水準、184,500円以上に改善することができました。高卒、大卒初任給についても、要求時に設定した水準に改善することができております。これらの回答は、産業そのものの魅力ややりがい、将来性を高めるだけでなく、優秀な人材確保につながる水準であると考えています。

そうした中、今後の電機産業の情勢と見通しですが、2024年度の通期業績見通しについては、売上高、営業利益の見通しを公表している11社全体では減収増益になっておりますが、そのうち7社では増収増益を予想しているという状況です。また、拡大中闘組合まで範囲を広げると、増収増益を予想しているのは22社のうち14社となっております。ロシア・ウクライナ経済等地政学リスク、中国経済の低迷に伴う世界的な景気の低速、物価高といった先行きの不安要素は残るものの、デジタル化、カーボンニュートラルに向けた設備投資、需要の回復などが24年の業績の支えとなる見込みとなっております。

また、電気産業の雇用者総数は365万人と前年度から19万人増加しております。とりわけ電子部品・デバイス・電子回路製造の雇用者数の継続的な増加は、IoTやAIなどの技術進展や、カーボンニュートラル対応に向けた半導体、電子部品の需要増加に伴う必要人材の増加、政府の人材確保支援策が影響していると考えています。

話は少し変わりますが、岡山県内の有効求人倍率の説明が先ほどありましたが、23年6月以降は1.36倍以上ということで、全国平均を上回っているという中で、引き続き人手不足感が強い状況にあると捉えています。また、岡山県の電気機械器具の特定最賃ですが、県内の他産別であったり、近隣他県のもとの最賃と格差があることを踏まえて、岡山県内の電機産業において人材確保と能力発揮を後押しして、競争力あるモノづくりソリューション、新たな雇用の創出に向けていくことは必要と考えています。そのため、労側としては改定の必要性ありと考えています。以上です。

片山部会長 ありがとうございます。補足で何かありませんか。

（特になし）

片山部会長 それでは、使側の代表の方からお願いします。

上本委員 それでは、私から意見を述べさせていただきます。

先ほど労側村上委員より話がありましたように、春季交渉の結果などはそのとおりです。33年ぶりの記録的な賃上げ率となりました。また、大企業においては、労働組合の要求に満額回答ないしは要求額以上の回答を出した企業も多くありました。大企業では5%を超える水準となりました。ただ中小企業では前年を上回っているものの、2.5%程度と大きな開きもあったということも、気を付けなければならないことと考えています。

電機業界の経済情勢及び今後の見通しということですが、電気機器業界は、技術の革新と市場の動向によって常に変化しています。電機業界だけではありませんが、常に市場の動向によって様々変わってくるということです、かつては、電気機器業界においては、家電が主要製品でしたが、現在は業界における家電の市場シェアは22%程度となっており、代わって電子部品、システム関連、エンタメ事業などが盛んです。日本製の電子部品は世界市場の約40%を占めていると言われていますが、国を代表する産業の一つです。

また、現在の電気機器業界の市場全体の売り上げは、ほぼ横ばい状態です。スマートフォンの普及に伴い、若年層のテレビ離れが進行し続け、音楽はストリーミングが主流になるなど、時代とともに需要もどんどん変化しています。かつて、日本製の電気機器は高価だけど、非常に高性能、高品質で長持ちするという高ブランドでした。しかし今は、日本製電気機器の神話も盤石なものではなくなり、より安く、デザインにも優れ、性能や寿命も劣らない海外製品が多く出てきております。消費者も海外製品を選ぶ機会が増加しています。結果として、国内の電機メーカーは過去よりも、より多くのライバルと競争しなくてはならない状況となっています。また、昨今の半導体不足によって製品を製造することができないなどの供給量不足もまた、消費者が海外製を購入する要因となっていると思います。

各企業の人材不足も深刻化しています。特に工場や電気工事関係などは、高齢化も進み、50代以上の中高年が非常に多い企業も多く、若年層にとって魅力的ではありません。工業高校出身者

の就職先となることも多いこの業界では、高校や大学の多様化、若年層の高学歴化が進んだことで、電機業界に関心を寄せる学生も減少していることも実感しています。また、高度な技術を持った人材の経済成長の続くアジア各国への流出も起きていると感じています。

県の最低賃金も上がり続けており、この業界としての優位性も低くなっておりませんが、先ほど申し上げた電気機器業界の認識のもと、この業界を魅力あるものとして、働き手を安定し確保することが必要であると考えています。今後具体的な金額におきましては、他県の動向、他産業の動向なども踏まえ、慎重に検討していきたいと考えますが、賃金改定の必要性については、必要性ありと考えます。以上です。

片山部会長 ありがとうございます。そのほかに補足で何かありますでしょうか。

(特になし)

片山部会長 それでは、岡山県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、労使双方から必要性ありとの御意見をいただき、結論を得ることができました。

それでは、この結論を会長あて報告したいと思います。事務局で報告文(案)の準備をお願いします。

(事務局、報告文(案)を各委員に配付)

片山部会長 では、事務局で報告文(案)を読み上げてください。

三村室長 それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(報告文(案)読み上げ)

片山部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長 本年7月31日の第503回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用すること」とされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を各委員に配付)

片山部会長 では、事務局で答申文(案)を読み上げてください。

三村室長 それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

片山部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長 では、この内容で(案)を取り、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第30号になります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

三村室長 ただいま答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

政木部長 本日はご審議いただきありがとうございました。必要性ありということで、次回から金額審議となります。金額審議にあたりましては、労使間のイニシアティブのもとご決議いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

片山部会長 お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき本日、答申することができました。
本日の審議はここまでとし、次回は労使より金額提示をいただきたいと思えます。

次に、付議事項(5)「今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

三村室長 先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を3週間とし、10月9日水曜日までとさせていただきます。

今後の審議日程につきましては、委員の皆様のご都合をお聞

きした上で、改めて調整させていただきます。次回の専門部会は、最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になります。

片山部会長 次に、付議事項(6)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

三村室長 1点確認させていただきます。
本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これをホームページに公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されておりますので、これにつきましては議事要旨を作成し、ホームページに公開することとしてよろしいでしょうか。

(同意する声)

三村室長 ありがとうございます。事務局からは以上です。

片山部会長 では、議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようにお願いいたします。
委員の皆さん、ほかに何かございませんか。

(特になし)

片山部会長 それでは、これを持ちまして、第1回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。
委員の皆さん大変御苦労様でした。